

☆郵送申請についての注意事項☆

戸籍に関する証明書の郵送申請方法

本籍地の役所に送る封筒に入れるもの

- ①郵送申請書（次頁参照）
- ②手数料相当額の定額小為替（郵便局でご購入ください。切手や収入印紙は使用できません。）
定額小為替には何も記入しないでください。
- ③返信用封筒（申請される方の郵便番号・住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの。）
※住民登録地以外への返送は出来ません。
- ④申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（顔写真のある面）、健康保険証（保険番号はマスキングしたもの）等）のコピー
- ⑤証明が必要な人と申請者の関係が分かる証明書のコピー（加古川市で関係証明書を発行できない場合）
※本人・本人の配偶者・本人の直系親族（祖父母・父母・子・孫）以外の方が戸籍を申請される場合は、委任状が必要です。
※「身分証明書」を本人以外の方が申請される場合は、本人からの委任状が必要です。
※速達を希望される場合は、返信用封筒に赤字で「速達」と記入し、送料に速達料金を追加した切手を貼ってください。

郵送申請書記入上の注意事項

- ①戸籍謄本（全部事項証明書）と戸籍抄本（個人事項証明書）の違い
 - ・戸籍謄本（全部事項証明書）…戸籍に記載のある人全員（筆頭者・配偶者・未婚の子ども等）の身分事項が載っています。
 - ・戸籍抄本（個人事項証明書）…戸籍に記載のある人のうち、郵送申請書の【証明が必要な人】の氏名欄に記載された方のみの身分事項が載っています。
 - ②戸籍の附票を申請される時
 - ・証明が必要な住所を必ず明記してください。
例：「□□郡○○町××番地から●●市××町△△番地までの住所が分かるもの」
 - ・戸籍の附票は改製や戸籍の変動（婚姻等）などの理由により、証明書が複数枚にわたる場合があります。加古川市では平成12年9月30日に改製しており、改製日時点で住んでいた住所以前からの住所履歴を証明するには2通分の手数料が必要になる場合があります。
 - ・記録の保存期限上、期間によっては証明できない場合があります。
 - ・戸籍の附票に「本籍・筆頭者」「在外選挙登録地」の記載が必要な場合は該当箇所にチェックをつけてください。
 - ・在外選挙登録地とは、海外在住の日本人が日本の国政選挙に投票するために登録している市町村です。
 - ③使用目的と提出先の記入
 - ・できるだけ詳しくお書きください。特に相続手続き等で請求される場合は、証明が必要な範囲（出生～死亡、出生～婚姻等）と、それぞれの必要な部数を明記してください。
例：「相続手続きのため○○銀行に提出。△△の出生から死亡までの戸籍が各1部ずつ必要」
 - ④戸籍の異動期間について
 - ・婚姻届や死亡届などを役所に届出後、戸籍に届出事項が反映されるには、約1週間程度日数がかかります。（本籍地・新本籍地以外の市区町村に届出た場合は1週間以上）
特定の届出事項の記載のある戸籍が必要な場合は、必ずその旨を明記してください。
 - ※郵送での申請には日数がかかるので、余裕を持って申請してください。
- ※偽り、その他不正な手段により証明書の交付を受けた場合は、30万円以下の罰金等に処せられます。（戸籍法第135条、同法第136条、住民基本台帳法第46条）

お問い合わせ・申請書送付先
加古川市役所 市民課 総合窓口係

住 所：〒675-8501
兵庫県加古川市加古川町北在家2000
電話番号：079-427-9183（直通）

戸籍に関する証明書交付申請書（郵送用）

令和4年1月11日改正

☆記入する前に、郵送申請についての注意事項を必ずご一読ください☆

①申請内容

どなたの戸籍が必要ですか

【本籍】	【筆頭者】
【証明が必要な人】どなたの記載が必要か	明・大・昭・平・令
フリガナ 氏名	(生年月日) 年 月 日

どのような証明書が必要ですか

※加古川市での1通分の手数料です。下記以外の金額についてはお問い合わせください。

戸籍謄本(全部事項証明書)	450円	通	戸籍の附票 (H12.9.30以前の住所の証明は2通になる場合があります)	謄本(全部) 抄本(個人)	300円	通 通
戸籍抄本(個人事項証明書)		通		【証明が必要な住所】		
改製原戸籍	750円	通		記載する事項にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙登録地 ※チェックのない場合は上記の事項を省略します。		
除籍謄本		通	身分証明書	※本人以外からの申請は必ず委任状が必要です	300円	通
から まで連続した戸籍		通ずつ	独身証明書	※本人のみ申請可能	300円	通
その他		通		【証明が必要な内容】(例)死亡記載のあるもの、親子関係が分かるもの		

使用目的	年金・パスポート・戸籍届出()届) 相続(被相続人:)・その他()
------	---

※最近2週間以内に戸籍の届出をされた方はその旨をご記入ください。

月 日に()市区町村へ[出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・その他()]の届出がある。

申請者・送付先 ※証明書は申請者の住民票の住所以外へは送付できません。

【住所】〒	
【氏名】※自署または記名押印	明・大・昭・平・令
	(生年月日) 年 月 日
【証明が必要な人との続柄】 (例)本人、妻、長男など	【連絡先】(昼間連絡の取れる電話番号)

②同封していただくもの

- 定額小為替【証明書の手数料として 円同封】
*連続した戸籍を請求する場合は、多め(4,000円程度)に同封ください。おつりは定額小為替で返金します。
- 返信用封筒【切手 円分貼ったもの】
*郵便番号、住所、氏名はあらかじめ記入しておいてください。
*返送料に不足がある場合は、着払いとさせていただきます。
- 申請者の本人確認書類のコピー
(例)運転免許証、個人番号カード(顔写真のある面のみ)、保険証(保険番号はマスキング)など
- 【証明が必要な人】と申請者の関係を証明する戸籍のコピーまたは委任状
*申請される戸籍に申請者が記載されている場合や、加古川にある戸籍で証明が可能な場合は不要です。

★この申請書と、上記②の3点(または4点)を同封して送付ください★